

当ニュースレターでは直近の法改正や新政令・通達及び、税務・税関当局から直近で発行されたオフィシャルレターによる税務見解をダイジェストでご紹介させていただきます。

今回のニュースレターのテーマは以下の通りです。

1. 税務行政
2. 法人税 (CIT)
3. 間接税
4. 外国契約者税 (FCWT)
5. 貿易及び税関

※当資料は弊社によるニュースレターの要約版となります。詳細につきましては英語版の添付ニュースレターをご参照ください。



税務行政



2020年の税務当局による徴税及び 税務調査・監査状況のまとめ:

徴税について:

2020年の徴税総額は1,278兆6,490億 VNDであり、2020年計画（期中で見直し済み）の101.9%に相当します。

税務調査・監査または税還付について:

税務調査・監査: 2020年、税務当局は納税者の事務所での税務調査・監査を83,979件実施しました。詳細は以下のとおりです。

- 追徴による納税額が19兆8,670億 VNDであり、税控除額の2兆2,248億 VNDを削減、繰越欠損額の49兆7,606億7,200万 VNDを削減しました。

- 連結会社間の取引を行う企業の339社に対して税務調査を実施し、その結果、追徴税額が6,810億 VNDであり、繰越欠損額が10兆460億 VND削減されました。このうち、税務当局による移転価格調整が行われたことより、追徴税額が3,610億 VND増加し、繰越欠損額が3兆8,740億 VND削減されました。

VAT還付について: 2020年12月31日時点、税務当局は企業に対して総額137兆900億 VNDのVAT還付を行っており、これは2020年計画の105.45%に相当します。

(税務総局による2020年報告書の要約)

税務登録のガイダンスとなる新通達

2020年12月3日、財務省は2019年6月13日付の税務行政法No.38/2019/QH14及び当法のガイダンスとなる2020年10月19日付の政令No.126/2020/ND-CPに基づき、税務登録に関するガイドラインを規定した通達No.105/2020/TT-BTCを公布しました。

本通達では、税務局の事務所で直接税務登録を行う対象者、税務コードの構造、税務登録のための書類、手続、フォーム（初期登録、税務登録証明書、税務コードの通知、税務登録情報の変更の通知、事業停止の通知、税務コードの無効化、税務コードの復活、企業や組織の再編の場合の税務登録など）に関する規定について詳細に記載されています。

税務総局は本通達の新たな留意点を紹介する2021年1月8日付Official Letter No.54/TCT-KKも公布しました。

本通達は2021年1月17日から施行されます。



Contact us

Website: deloitte.com/vn

Email: deloittevietnam@deloitte.com

For reference only, not for distribution or sale

GUIDANCE RULINGS

補償の為の商品に対する法人所得税 (CIT) の取扱い

企業が商品で顧客に補償する場合、通常の商品販売と同様に、インボイスを発行し、付加価値税 (VAT) の申告し、納税を行う必要があります。VATの課税対象ではない商品については、インボイスに販売価格を記載し、税率とVAT税額の記入箇所に取り消し線を引いたインボイスを発行する必要があります。

(ハノイ税務局発行2021年1月4日付補償の為の商品に関するOfficial Letter 141/CTHN-TTHT)

法人税 (CIT)



Contact us

Website: [deloitte.com/vn](https://www.deloitte.com/vn)

Email: deloittevietnam@deloitte.com

For reference only, not for distribution or sale

間接税



GUIDANCE RULINGS

通達第32/2011/TT-BTC号に基づいて発行された電子インボイスは電子インボイスから紙インボイスへの変換が認められます。

政令第123/2020/ND-CP号の発行日である2020年10月19日から2022年6月30日までの間、税務当局が電子インボイスの使用許可を通告していない場合、会社は政令第51/2010/ND-CP号、政令第4/2014/ND-CP号、およびその他のガイダンス文書におけるインボイスに関する諸規制の適用を継続することが認められます。

したがって、会社が旧式の電子インボイスを使用している場合、当該インボイスの紙インボイスへの変換は、通達第32/2011/TT-BTC号の第12条での規定に従うものとします。売主のスタンプは、商品の原産地証明を目的とする変換後の紙インボイスに必要ですが、会計記録の目的では必要ありません。

(ハノイ税務局発行2020年12月28日付
Official Letter No. 110285/CTHN-TTHT)

付加価値税（VAT）の税率が異なる商品やサービスを提供する場合のVAT税率の取扱い

複数のVAT税率のある商品・サービスを提供している企業は、各商品・サービスごとに応じたVAT税率を個別に申告しなければなりません。各商品・サービスの個別税率を決定できない場合、通達第219/2013/TT-BTC号の第11条に規定されている最高税率で算出し、VATを納税しなければなりません。

(ハノイ税務局発行2021年1月5日付
Official Letter 282/CTHN-TTHT)

教育プロジェクトのために輸入された商品に5%の付加価値税（VAT）を享受するための条件

教育目的に使用を限定する輸入品について、輸入者は5%の付加価値税（VAT）を享受するためには、学校や研究機関との間の商品/サービス提供または売買契約書を提出しなければなりません。（通達第38/2015/TT-BTC号、第16条、第5項による）

(税関総局発行2021年1月08日付
Official Letter No. 85/TCHQ-TXNK)



Contact us

Website: [deloitte.com/vn](https://www.deloitte.com/vn)

Email: deloittevietnam@deloitte.com

For reference only, not for distribution or sale

外国契約者税 (FCWT)



GUIDANCE RULINGS

ベトナム国外で提供され、ベトナム国内で消費されるサービスについて

ベトナム企業が、韓国にある会社に対し、海外の融資銀行から要求される申請書類やサポート書類の作成、海外の融資銀行との間の融資取引で発生する可能性のある法的問題についてのアドバイスのサービスなどを依頼した場合、これらのサービスはベトナム国外で提供されますが、ベトナム国内で消費されものとみなされます。

そのため、当該外国企業（ここでは韓国企業）が受け取った所得は、外国契約者税（FCWT）の対象となり、5%の法人所得税（CIT）と5%の付加価値税（VAT）が課せられます。したがって、ベトナム企業は外国請負業者に代わってFCWTを源泉徴収、申告、納付する責任があります。

*(ドンナイ税務局発行2020年11月20日付
Official Letter No.11846/CT-TTHT)*

外資系企業がベトナム人従業員のために支払う保険料について

外国の親会社がベトナム子会社の取締役のために外国の保険会社に賠償責任保険料を支払った後に、ベトナム子会社に請求する場合、親会社が受け取る当該所得は外国契約者税（FCWT）の対象となります。したがって、ベトナム子会社は外国親会社に代わってFCWTの源泉徴収、申告、納税を行う責任があります。

*(ハノイ税務局発行2020年11月5日付
Official Letter No.3204/CT-TTHT)*

第三者を通じて人材サービスに課せられる外国契約者税（FCWT）

ベトナム企業が外国企業（請負業者）と契約を締結し、ベトナム企業のために勤務する労働者を雇用する場合、当該請負業者が労働者と直接労働契約を締結し、労働者に給与を支払った後にベトナム企業に請求する場合、当該請求は、外国企業の所得となり、2014年8月6日付通達103/2014/TT-BTC号の第1条、第4項で規定されるFCWTの対象となります。

*(ビンズン税務局発行2020年12月28日付
Official Letter No.29533/CT-TTHT)*

広告・マーケティングサービスに課せられる外国契約者税（FCWT）

外国企業がベトナム企業に広告・マーケティングサービスを提供し、そのサービスが海外で提供された場合（インターネット上ではない）、サービス提供による外国企業の所得は通達103/2014/TT-BTC号の第2条、第4項で規定されたFCWTの対象とはなりません。

*(ドンナイ税務局発行2020年12月13日付
Official Letter 12492/CT-TTHT)*

Contact us

Website: [deloitte.com/vn](https://www.deloitte.com/vn)

Email: deloittevietnam@deloitte.com

For reference only, not for distribution or sale

外国契約者税 (FCWT)



GUIDANCE RULINGS (cont.)

人件費の精算は外国契約者税 (FCWT) の対象外となります。

外資系企業が従業員の費用分担と請求に関する取決めに基づき、ベトナムに駐在員を派遣し、当該人件費用を請求する場合、この取決めから、外資企業側で発生する所得があれば、その所得に対し外国契約者税 (FCWT) の対象となります。

ただし、費用の請求のみであれば、FCWT は課されません。

(税務総局発行2020年12月16日付
Official Letter No.5333/TCT-CS、及び財務
省発行2014年12月09日付Official Letter
No.17862/BTC-TCT)

貿易及び税関



GUIDANCE RULINGS

2020年12月28日から中国の冷延鋼板にアンチダンピング関税が正式に課せられます。

2020年12月28日から5年間、中国からの冷延鋼板にアンチダンピング関税が正式に課せられます。ただし、次の製品は対象外になります：冷間圧延ステンレス鋼、シリコン電気亜鉛メッキ鋼（電気亜鉛メッキ鋼）、錫圧延用黒鋼板、風鋼、波鉄、塗装冷延鋼

アンチダンピング関税率は輸出メーカーによって4.43%から25.22%の範囲となります。

(商工省発行の2020年12月21日付決定
第3390号/QC-BCT号)

追徴課税決定に基づく輸入付加価値税の支払遅延利息額は控除されません。

現行の規定では、税関当局による追徴課税決定に基づくVATの納付額は、詐欺や脱税の場合を除き、全額損金算入が可能となっています。

しかし、追徴課税決定におけるVAT支払遅延利息のペナルティ額の控除に関する現行の規定はありません。

(税関総局発行2020年12月21日付
Official Letter No.7974/TCHQ-TXNK)

Contact us

Website: [deloitte.com/vn](https://www.deloitte.com/vn)

Email: deloittevietnam@deloitte.com

For reference only, not for distribution or sale

貿易及び税関



GUIDANCE RULINGS (cont.)

完全な外注加工活動のための輸入原材料に対する免税の条件

法規第107/2016/QH13号の第16条第6項に規定されているように、加工を外注する企業（完全な外注加工を含む）は、以下の条件を満たした場合、加工用輸入原材料及び部品に対する輸入税が免除されることとなります。

- 委託者が、加工施設、外注委託先の施設、加工契約、委託加工契約について税関当局に通知していること。
- 届出は、原材料・部品の最初の出荷の輸入前、および委託先への原材料の引渡し前に行われること。
- 外注委託先の施設の税関検査により、当該施設が加工活動に十分な能力を持つことが確認されたこと。

*(税関総局発行の2020年12月23日付
Official Letter No.8050/TCHQ-GSQL)*

REXコード不足のため、原産地自己証明書が拒否されることはありません。

税関総局のガイダンスに基づき、欧州連合（EU）の当局のウェブサイトの商品情報やREXコードの有効期限が表示されていない場合であっても、EUの輸出業者が発行した原産地自己証明書が拒否されることはありません。

*(税関総局発行の2020年12月24日付
Official Letter No. 8064/TCHQ-GSQL)*

ベトナムとイギリス間の自由貿易協定（UKVFTA）は署名、発効されました。

イギリス・ベトナム自由貿易協定（UKVFTA）は2020年12月29日にロンドンで署名され、欧州連合・ベトナム自由貿易協定（EVFTA）下のコミットメントを継承されることとなります。ベトナム政府の2020年12月31日付決議第190/NQ-CP号により、2021年1月1日からUKFTAが一時的に適用されることとなります。

また、本決議は、商工省及び財務省を含む各関連省庁に、2021年1月1日からのUKVFTAの一時適用に関するガイダンスを発行するように指示しています。

ベトナムからイギリスに輸入される貨物に関して、輸出業者はイギリス政府の一般特惠関税制度（Generalized System of Preferences: GSP）下の特惠関税率の適用が可能であることに留意する必要があります。GSP税率は適格な原産地証明書（C/O）フォームAを提供することにより、享受することができます。

*(政府発行の2020年12月31日付決議第
190/NQ-CP号及びUKFTA協定)*



Contact us

Website: [deloitte.com/vn](https://www.deloitte.com/vn)

Email: deloittevietnam@deloitte.com

For reference only, not for distribution or sale

Contact us



Thomas McClelland
National Tax Leader
+84 28 7101 4333
tmcclelland@deloitte.com



Bui Ngoc Tuan
Tax Partner
+84 24 7105 0021
tbui@deloitte.com



Bui Tuan Minh
Tax Partner
+84 24 7105 0022
mbui@deloitte.com



Phan Vu Hoang
Tax Partner
+84 28 7101 4345
hoangphan@deloitte.com



Dinh Mai Hanh
Tax Partner
+84 24 7105 0050
handinh@deloitte.com



Suresh G Kumar
Tax Partner
+84 28 7101 4400
ksuresh@deloitte.com



Vo Hiep Van An
Tax Partner
+84 28 7101 4444
avo@deloitte.com



Vu Thu Nga
Tax Partner
+84 24 7105 0023
ngavu@deloitte.com

Hanoi Office

15th Floor, Vinaconex Building,
34 Lang Ha Street, Dong Da District,
Hanoi, Vietnam.

Tel: +84 24 7105 0000

Fax: +84 24 6288 5678

 www.deloitte.com/vn

Ho Chi Minh City Office

18th Floor, Times Square Building,
57-69F Dong Khoi Street, District 1,
Ho Chi Minh City, Vietnam.

Tel: +84 28 7101 4555

Fax: +84 28 3910 0750

 deloittevietnam@deloitte.com

Deloitte.



Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms, and their related entities (collectively, the “Deloitte organization”). DTTL (also referred to as “Deloitte Global”) and each of its member firms and related entities are legally separate and independent entities, which cannot obligate or bind each other in respect of third parties. DTTL and each DTTL member firm and related entity is liable only for its own acts and omissions, and not those of each other. DTTL does not provide services to clients. Please see www.deloitte.com/about to learn more.

Deloitte Asia Pacific Limited is a company limited by guarantee and a member firm of DTTL. Members of Deloitte Asia Pacific Limited and their related entities, each of which are separate and independent legal entities, provide services from more than 100 cities across the region, including Auckland, Bangkok, Beijing, Hanoi, Hong Kong, Jakarta, Kuala Lumpur, Manila, Melbourne, Osaka, Seoul, Shanghai, Singapore, Sydney, Taipei and Tokyo.

About Deloitte Vietnam

In Vietnam, services are provided by separate and independent legal entities, each of which may be referred to or known as Deloitte Vietnam.

This communication contains general information only, and none of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms or their related entities (collectively, the “Deloitte organization”) is, by means of this communication, rendering professional advice or services. Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser.

No representations, warranties or undertakings (express or implied) are given as to the accuracy or completeness of the information in this communication, and none of DTTL, its member firms, related entities, employees or agents shall be liable or responsible for any loss or damage whatsoever arising directly or indirectly in connection with any person relying on this communication. DTTL and each of its member firms, and their related entities, are legally separate and independent entities.